

京都府証紙代金収納計器取扱者

指定候補者募集要領

令和8年7月

京都府総務部税務課

## 目次

1	要旨	1
2	業務の概要	1
3	応募者の資格	2
4	応募手続等	2
5	事前説明会の日程及び場所	3
6	質疑・回答	3
7	応募書類	3
8	評価方法等	4
9	指定候補者選定後の手続等	4
10	留意事項	4
	(様式1) 応募申込書	5
	(様式2) 業務運営体制表	6
	(様式3) 法人概要書	7
	(様式4) 誓約書	8
	(様式5) 役員等調書	9
	(様式6) 企画提案書	10
	(様式7) 辞退届	11
別添1	証紙代金収納計器取扱要綱	13
別添2-1	自動車登録及び税申告・納付事務フロー	29
別添2-2	収納計器取扱者の事務の流れ	31
別添3	証紙代金収納計器取扱実績	33
別添4	企画提案書作成要領（企画提案書記入例）	35
参考		
	証紙代金収納計器に関する関係法令	39
	ピツニーボウズ証紙代金収納計器	43
	クアディエントジャパン証紙代金収納計器	45

# 京都府証紙代金収納計器取扱者指定候補者募集要領

## 1 要旨

自動車税については、京都府府税条例第 66 条の 2 の規定により、証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）で税額に相当する金額を表示すること又は税額に相当する現金を納付することとされている。

収納計器の取扱いは、京都府条例第 66 条の 3 第 1 項の規定により、知事の指定する者（以下「収納計器取扱者」という。）が行うこととしており、収納計器取扱者に係る指定候補者の公募を実施するために必要な事項を定める。

## 2 業務の概要

### (1) 業務の名称

京都府証紙代金収納計器取扱業務

### (2) 業務の内容

収納計器取扱者の業務範囲は次のとおりであり、その詳細は別添 1 「証紙代金収納計器取扱要綱」（注）に定めるとおりとする。

注記）別添 1 の「証紙代金収納計器取扱要綱」は現行のものであり、指定期間等はこの募集要領と異なる。

ア 収納計器の管理

イ 始動票札代金納付、取扱手数料交付請求

ウ 納付税額相当額の現金等受領及び収納計器による申告書への表示

（参考）

別添 2-1 「自動車登録及び税申告・納付事務フロー」

別添 2-2 「収納計器取扱者の事務の流れ」

別添 3 「令和 7 年度証紙代金収納計器取扱実績」

### (3) 指定期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

### (4) 業務従事場所、時間及び指定収納計器取扱者数

ア 業務従事場所

京都市伏見区竹田向代町 51-5

京都自動車会館 1 階

イ 業務時間

京都府府税事務所自動車税管理事務所開庁日の窓口対応時間と同様

（原則、平日（月曜日から金曜日）午前 8 時 30 分から午後 5 時までであるが、繁忙期など状況によっては柔軟に対応すること。）

ウ 指定収納計器取扱者数

本業務は同一敷地内の複数箇所において効率的に行うため、及び、故障等による緊急時の対応のため、最大 2 者を選定する。

### (5) 個人情報の取扱い

収納計器取扱者は、当該業務を通じて取得した個人情報については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条（秘密漏えいに関する罪）等に基づき適正に取り扱うこと。

### (6) 業務従事場所の管理

収納計器以外の業務従事物品（事務机、椅子、ロッカー及び事務用品等）は、収納計器取扱者で用意すること。

### (7) 取扱手数料

取扱手数料は、現在、交付した始動票札の金額に以下の率を乗じた額としており、収納計器取扱者が始動票札代金を納付する際に当該代金に係る取扱手数料相当額を差し引いて納めることにより取扱手数料を支払う。

ただし、令和8年10月1日以降は7（1）15により企画提案を行った手数料の率となる。

取 扱 額	手 数 料 率
金額 20 億円までの部分	1000 分の 7.15
金額 20 億円を超え 40 億円までの部分	1000 分の 5.50
金額 40 億円を超える部分	1000 分の 3.30

### 3 応募者の資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

### 4 応募手続等

#### (1) 担当部課等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（京都府庁1号館5階）  
京都府総務部税務課管理係  
電話番号：（075）414-4431 FAX番号：（075）414-4428  
E-mail：[zeimu@pref.kyoto.lg.jp](mailto:zeimu@pref.kyoto.lg.jp)

#### (2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和8年7月3日（金）から令和8年7月22日（水）まで  
（平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時まで）

#### イ 配布場所及び受付場所

京都府庁1号館5階 税務課管理係で配布するほか、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/>）からダウンロードできる。

#### (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア 提出期限：令和8年7月22日（水）午後5時（必着）

イ 提出場所：4（1）又は京都府府税事務所自動車税管理事務所

※受付時間は平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。

※京都府府税事務所自動車税管理事務所の提出先

〒612-8677 京都市伏見区竹田向代町 49-4

京都府自動車整備商工組合教育センター3階

電話番号：(075) 672-6155

ウ 提出方法：持参に限る。

※提出の際は、事前に提出時間について電話連絡の上、持参すること。

エ 提出部数：正本1通、副本1通

※副本については写しでもよい。

## 5 事前説明会の日時及び場所

(1) 開催日時：令和8年7月9日(木) 午前11時から正午まで

(2) 開催場所：京都府自動車整備商工組合教育センター2階 会議室

## 6 質疑・回答

(1) 受付期間：令和8年7月3日(金) から令和8年7月15日(水) 午後5時まで(必着)

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「京都府証紙代金収納計器取扱者に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和8年7月17日(金)

(5) 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/>)に掲示し、個別には回答しない。

## 7 応募書類

### (1) 提出書類

	提出書類等	部数	内容・記載を要する事項等	備考
1	応募申込書	正本1部 写し1部		様式1
2	印鑑証明書	正本1部 写し1部		
3	業務運営体制表	2部		様式2
4	法人概要書	2部		様式3
5	法人登記事項全部証明書	写し2部		
6	定款等	写し2部		
7	誓約書	正本1部 写し1部	応募資格の要件を全て満たす旨の誓約書	様式4
8	納税証明書	正本1部 写し1部	京都府税、国税(法人税、消費税及び地方消費税)の滞納のない証明書	
9	企業行動規範、個人情報取扱い方針など	写し各2部	応募者が既に策定している法令遵守についての「企業行動規範」、個人情報の保護に関する「個人情報取扱い方針」など	
10	決算書	2部	直近3期分の決算書又はこれに準じる書類	
11	法人税確定申告書及び別表4並びに法人事業概況説明書	写し各2部	受付印が押印された法人税確定申告書及び別表4並びに法人事業概況説明書(直近3期分の写し) ※電子申告の場合は受付が確認できるも	

			の	
12	事業計画書、収支予算書	各2部	直近に作成した事業計画書及び収支予算書又はこれに準じる書類（既に策定されている法人全体に係るもの）	
13	キャッシュフロー計算書	2部	直近3期分のキャッシュフロー計算書	
14	役員等調書	正本1部 写し1部		様式5
15	企画提案書			様式6

## (2) 企画提案書の作成方法

企画提案作成要領のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

## (3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された応募書類は、収納計器取扱者に係る指定候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のされた応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

## 8 評価方法等

### (1) 評価基準

別紙「京都府証紙代金収納計器取扱者選定に係る評価基準」のとおり。

### (2) 指定候補者の選定方法

ア 応募者で3の資格を満たす者の中から別紙「京都府証紙代金収納計器取扱者選定に係る評価基準」の1から2により収納計器取扱者の事務を遂行するに足る能力を有する者を指定候補者とした上で、「企画提案書」（様式6）に記載された推定年間手数料の額が低い順に順位付けして、指定候補者名簿を作成する。この指定候補者名簿に登載された上位から最大2名を指定候補者とする。

イ 企画提案された手数料率に基づく推定年間手数料の額が同じ場合は、より安定した財務状況にある者を上位とする。

## 9 指定候補者選定後の手続等

(1) 指定候補者を選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

(2) 指定候補者に選定された者は、京都府府税規則第57条の11の規定による収納計器取扱者指定願書（様式別途連絡）を、通知後速やかに4（1）へ提出する。

(3) 京都府は、収納計器取扱者指定願書を受領後、指定候補者を証紙代金収納計器取扱者として指定する。

(4) 収納計器取扱者指定願書を提出しない等の理由により指定できない場合は、次順位の者に収納計器取扱者指定願書の提出を求めることとする。

(5) 指定候補者は、指定後の業務に支障が出ないよう、確実かつ速やかに現在の収納計器取扱者と業務の引継ぎを行う。なお、業務引継ぎに要する費用は、全て指定候補者の負担とする。

## 10 留意事項

(1) 収納計器取扱者の指定を受けた者が、指定日までの間に財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき又は社会的信用を著しく損なうなど収納計器取扱者としてふさわしくないと認められるときは、指定を取り消すことがある。

(2) 応募申込書の提出後に辞退する場合は、書面（様式7）により届け出るものとする。

(3) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。

(4) 書類等の作成、指定の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(様式1)

応 募 申 込 書

年 月 日

京都府知事 様

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

印

(印鑑証明印)

京都府が実施する証紙代金収納計器取扱者指定候補者の公募について、募集要領の各事項を承知の上、関係書類を添えて応募します。

【提出書類】

	提出書類	添付確認欄
1	応募申込書 (様式1)	
2	印鑑証明書	
3	業務運営体制表 (様式2)	
4	法人概要書 (様式3)	
5	法人登記事項全部証明書	
6	定款等	
7	誓約書 (様式4)	
8	納税証明書	
9	企業行動規範、個人情報取扱い方針など	
10	決算書	
11	法人税確定申告書及び別表4並びに法人事業概況説明書	
12	事業計画書、収支予算書	
13	キャッシュフロー計算書	
14	役員等調書 (様式5)	
15	企画提案書 (様式6)	



(様式3)

### 法人概要書

法人の名称			
代表者氏名		設立年月日	
法人の所在地			
資本金又は出資金			
社員（職員）数	役員 人、社員 人（うち常勤 人、非常勤 人） その他 人	合計	人
主な業務内容			
財務状況 (単位：千円)	事業年度		
	総収入		
	総支出		
	当期損益		
	累積損益		
免許・登録			
◆ 類似業務の取扱実績			
業務名	業務内容	備考	

- ※ 「社員（職員）数」は、応募時の人数を記載してください。
- ※ 会社概要・パンフレット等がある場合は、添付してください。
- ※ 欄が不足する場合には、次のページに記載してください。

(事務担当者)  
所属部署  
氏名  
電話番号  
FAX番号  
e-mail

(様式4)

## 誓 約 書

年 月 日

京都府知事 様

(応募者)

法人の名称  
代表者氏名

印

(印鑑証明印)

京都府証紙代金収納計器取扱者指定候補者の公募に応募するにあたり、下記に掲げる事項について、全てを満たしていることを誓約します。

### 記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、京都府から入札の参加資格を取り消されていない。
- 2 京都府から指名保留又は指名停止措置を受けていない。
- 3 京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続を行っている団体でない。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者でない。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて募集に応募しようとする者
- 6 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でない。





(様式7)

辞 退 届

年 月 日付けで京都府証紙代金収納計器取扱者指定候補者の応募申込書を提出しましたが、辞退します。

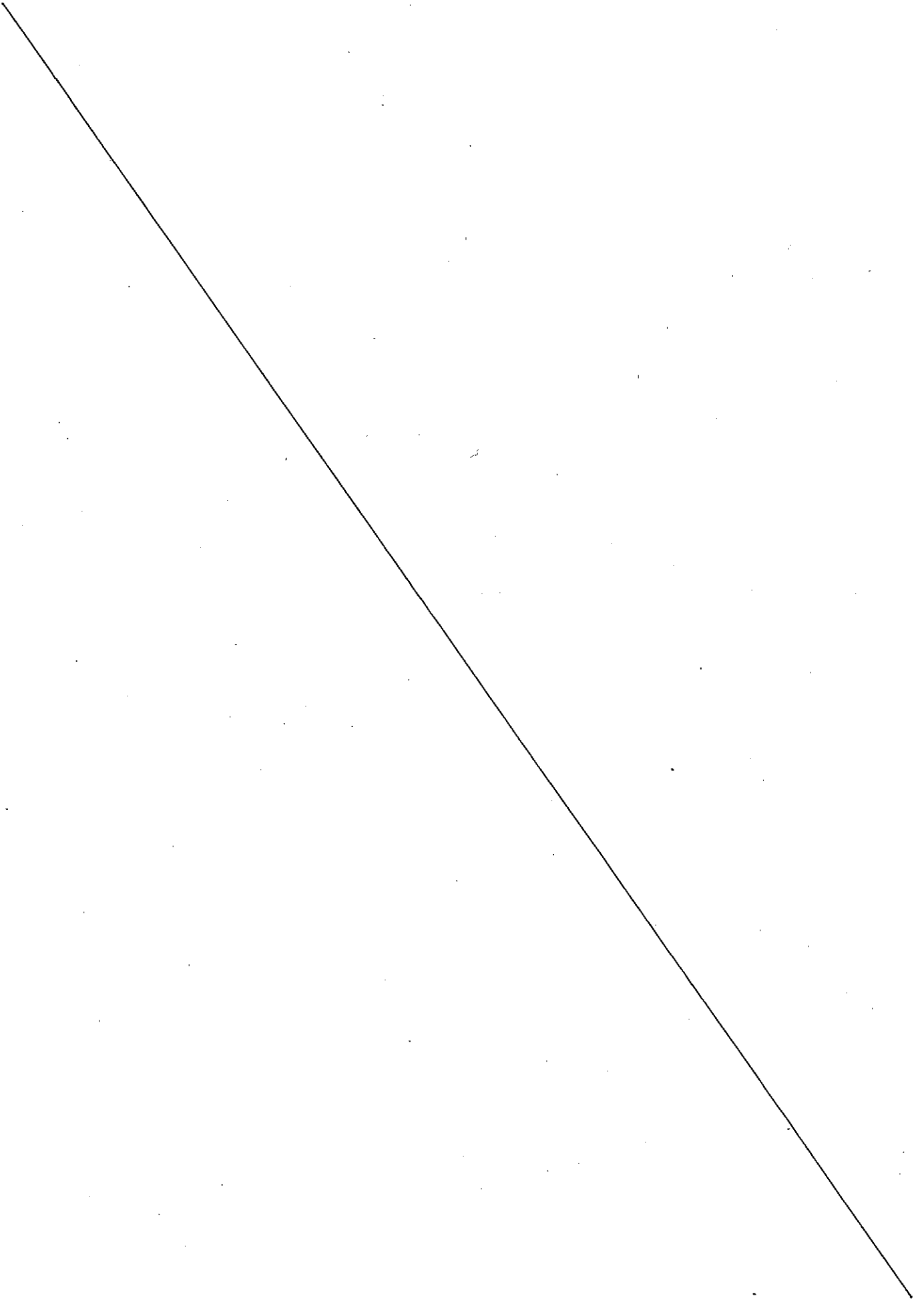
年 月 日

(応募者)

所在地  
法人の名称  
代表者氏名

印

(辞退の理由)



## 証紙代金収納計器取扱要綱

## 1 収納計器取扱者

収納計器の取扱いの指定の期間は3年とする。

## 2 収納計器の貸付け

(1) 自動車税の額に相当する金額を申告書に表示するため、証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）を知事が指定する取扱者に貸し付ける。

(2) 収納計器取扱者は、収納計器を善良な管理者の注意をもって管理する。

(3) 収納計器取扱者は、故意又は過失により収納計器に故障、破損等を生じさせたと認められる場合においては、修繕等に要する経費を負担する。

(4) 収納計器取扱者は、計器番号「京 101」又は「京 103」の収納計器の借受けを希望する場合、収納計器借受け申込書（別記第 1 号様式）を京都府府税事務所長（以下「所長」という。）に提出する。

## 3 収納計器管理の基本的事項

(1) 収納計器の維持、管理又は使用等に当たっては、収納計器取扱者は、所長の指導及び監督に従うものとする。

(2) 収納計器ごとのマスターキー又はセキュリティーカードは、収納計器取扱者において保管する。

(3) 収納計器取扱者は、収納計器使用状況記録簿（別記第 2 号様式）を備え付け使用状況を記載する。

(4) 収納計器取扱者は、毎月の収納計器の取扱実績及び整備、点検等の概要を収納計器取扱状況報告書（別記第 3 号様式）により翌月 5 日までに所長に報告する。

なお、修理等を行う場合において、修理等の内容の報告を所長から求められたときは、収納計器取扱者は、その都度、報告書を作成して所長に提出する。

## 4 収納計器の設置場所等

収納計器取扱者、計器番号、設置場所及び始動票札（別記第 4 号様式又は第 5 号様式）の金額は次のとおりである。

収納計器取扱者	計器番号	設置場所	始動票札の金額
株式会社京都自動車会館	京 104	京都市伏見区 竹田向代町 51-5	500万円
	京 106		
一般財団法人近畿陸運協会京都支部	京 105		
借受けを申し込む収納計器取扱者	京 101	申し込み設置場所	
	京 103		

## 5 始動票札の交付請求等

収納計器取扱者は、始動票札の交付請求をしようとするときは、始動票札の金額が

ら取扱手数料相当額を控除した額を納付書（別記第6号様式）により京都府指定金融機関へ払い込み、その領収確認印を受けた始動票札交付請求書（受領書を兼ねる。別記第7号様式）を所長に提出し、京都府府税事務所自動車税管理事務所の出納員（以下「出納員」という。）から始動票札の交付を受ける。

なお、収納計器取扱者は、始動票札受払簿（別記第8号様式）を備え付け、受け払いを記録し、使用済みの始動票札は、その翌日に出納員に返還する。

## 6 収納計器の作動

### (1) 始動時の処理

収納計器取扱者は、毎日始業時に次の処理をする。

#### ア ピツニーボウズジャパン株式会社が製造した収納計器の場合

(ア) 電源を入れ、マスターキーを挿入する。

(イ) 収納印の日付を正す。

(ウ) 使用累計額が、前日終業時における金額と相違ないことを確認する。

(エ) 表示位置を決め、ガイドを正しく固定する。

(オ) インクの濃度を点検する。

(カ) 証紙代金表示額をゼロクリアーの上、テストプリントする。この場合、小計通数が加算されるのでゼロクリアーする。

#### イ クアディエントジャパン株式会社が製造した収納計器の場合

(ア) 電源を入れ、セキュリティカードを配置する。

(イ) 始動票札カード及び自治体カードを差し込む。

(ウ) 収納印の日付が正しいか確認する。

(エ) 使用累計額が、前日終業時における金額と相違ないことを確認する。

(オ) インクの濃度を点検する。

(カ) 0円でテストプリントをする。この場合、0円は件数にカウントされないの  
で、ゼロクリアーなどの処理は不要。

### (2) 終業時の処理

収納計器取扱者は、毎日終業時には次の処理をする。

ア 収納計器使用状況記録簿に表示小計通数、表示小計金額及び過誤表示に係る事項並びに収納計器の点検等の特記事項を記載する。

イ ピツニーボウズジャパン株式会社が製造した収納計器の場合は、小計金額、小計通数及び証紙代金表示額をゼロクリアーする。

ウ 電源を切り、マスターキー及びセキュリティカードを安全な場所に施錠の上、保管する。

## 7 申告書への表示及び過誤表示の処理

### (1) 申告書への表示

納税者から自動車税に係る申告書の提示があったときは、証紙徴収又は納付税額に相当する現金を受領し、当該申告書の収納印表示箇所税額の合計額に相当する金額を表示の上、申告書を納税者に返却する。

## (2) 過少表示の場合の処理

申告書に記載の税額より過少な額を表示したときは、正当額と表示額との差額を収納印表示箇所の上段へ追加表示する。

## (3) 過大表示の場合の処理

申告書に記載の税額より過大な額を表示したときは、次により処理する。

ア 誤表示に係る印影を過誤表示印（京都府府税規則別記第 46 号様式）によって消印し、当該印影を切り取って過誤表示報告書兼還付請求書（別記第 9 号様式）の別紙に貼付するとともに過誤表示記録簿（別記第 10 号様式）に所要事項を記載する。

なお、消印に当たっては、計器番号、金額等が不鮮明とならないよう注意する。

イ 過誤表示印影を切り取った申告書は、収納印表示箇所の上段に正当額を表示するか、又は納税者に新たに申告書を作成することを要請する。

## (4) 誤操作の場合の処理

誤処理により申告書に印影が表示できなかった場合で印影が収納計器のインプレッションローラーに表示されているときは、当該印影をトレーシングペーパーに転写の上、前記(3)アと同様の処理をする。この場合においては、証紙代金表示額をゼロクリアーの上、転写操作を行うものとし、また、切り取った印影は裏返して処理する。

## 8 取扱手数料

### (1) 取扱手数料の率

収納計器取扱手数料の率は、始動票札の金額（過誤表示印影相当額の還付額を控除しない金額）に対し、100 分の 1 以内において別途定めた率（以下「規定手数料率」という。）とする。ただし、収納計器取扱者の公募において収納計器取扱手数料の率について提案を求めた場合にあっては、規定手数料率以内において当該収納計器取扱者が提案し採用された率とする。

### (2) 逓減率の適用

取扱手数料の率について、逓減率の適用があるときは、所長から収納計器取扱者へ通知する。

### (3) 取扱手数料の交付

取扱手数料は前記 5 により始動票札代金を納付する場合に繰替払により交付することから、収納計器取扱者は、始動票札の交付請求をするときに収納計器取扱手数料領収書（別記第 11 号様式）をあわせて提出する。

## 9 過誤表示印影相当額の還付

前記 7 (3) 又は(4)により過誤表示した印影のうち、表示額が確認できるものについては、次によりその相当額の還付を請求することができる。

### (1) 還付請求書の提出

前記 7 (3) ア（(4)により準用する場合を含む。）により貼付した過誤表示印影の金額を毎月末日において集計し、過誤表示報告書兼還付請求書を作成の上、翌月 5 日までに所長に提出する。

### (2) 取扱手数料の返還

過誤表示印影相当額に係る取扱手数料相当額は、(1)により還付請求をする場合に過誤表示印影相当額から当該相当額に請求の前月末現在における取扱手数料の率を乗じて得た額を控除して請求する。この場合において、還付請求額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

#### 10 年度末における処理

毎年3月31日（31日が休日等のときはその前銀行営業日）の終業時において、始動票札に残額が生じたとき（使用累計額が始動票札の金額である500万円の倍数にならなかったとき）は次により処理する。

##### (1) 残額の過誤表示

始動票札の残額（使用累計額とその直近上位の500万円の倍数の差額）を適宜の用紙に表示する。この場合において、表示すべき額は、9,999,900円以内の額を表示する。

##### (2) 還付の請求

(1)により過誤表示した印影は、前記7及び9の例により処理する。この場合において、過誤表示報告書兼還付請求書の別紙に貼付した印影の「登録（車両）番号」欄には「年度末残額」と記載する。

**第1号様式 収納計器借受け申込書**

年 月 日

京都府府税事務所長 様

収納計器取扱者

収納計器借受け申込書

収納計器を借り受けたいので、証紙代金収納計器による自動車税の収納事務処理要領により、下記のとおり借受けを申し込みます。

記

1 計器番号

2 借り受け希望期間

年 月 日から

年 月 日まで

3 設置場所

4 借受けを必要とする理由



第3号様式

収納計器取扱状況報告書( 年 月)

区分	計器		番号		合計
	京	京	京	京	
使用累計額					
今月末①					
前月末②					
差引③					
①-②					
還付請求額④					
表示額実績					
今月分可⑤					
③-④					
前月までの計⑥					
累計⑦					
⑤+⑥					
表示回数(累計)	( )	( )	( )	( )	( )
摘要					

上記のとおり報告します。

年 月 日

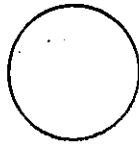
京都府府税事務所長 様

(収納計器取扱者)

第4号様式 始動票札 (ピツニーボーイズジャパン株式会社収納計器)

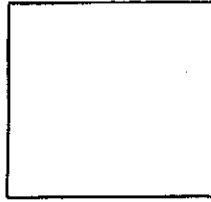
京都府証紙代金収納計器始動票札

交付番号



京都府取扱者

500万円



京都府税務事務所自動車税管理事務所  
出納員印

計器番号京号

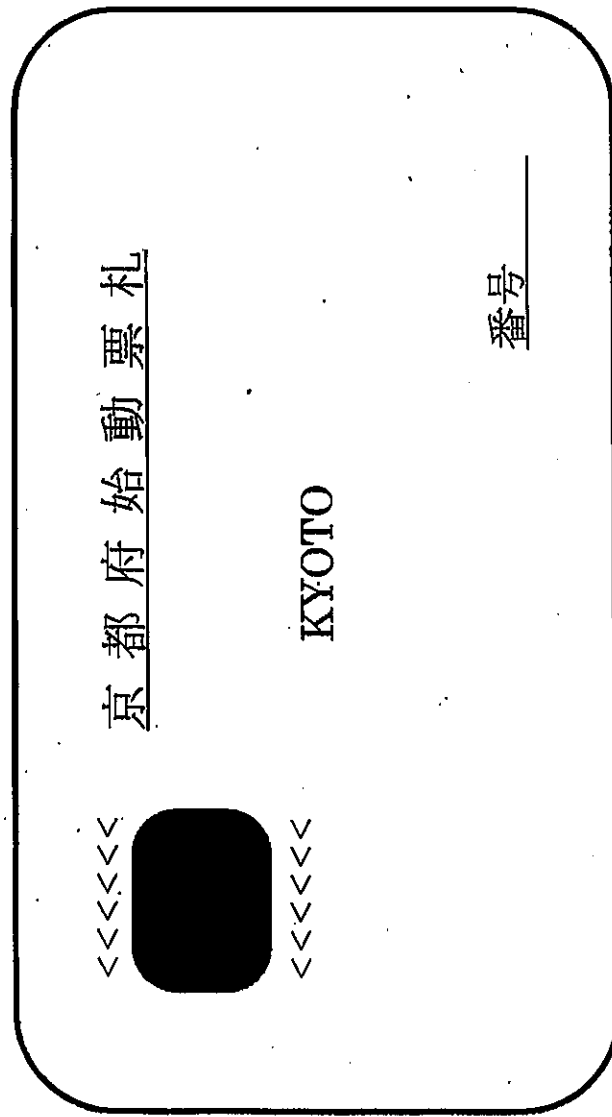
交付年月日 年 月 日

返還年月日 年 月 日

始動コード

--	--	--	--	--	--	--

第5号様式 始動票札 (クアディエントジャパン株式会社収納計器)



納付書・領収証書

第 号	年度	01 一般会計歳入
(款)14 諸収入	(項)07 雑入	(目)04 雑入
(収納計器取扱者)		
計器番号	枚数	額
( 京 )	枚	円
京		千
京		百
京		
京		
京		
計		
取扱手数料	1000	
差引現金納付額		
納付年月日	年	月 日

上記のとおり納付します。

領収日付印
裏面押印 のとおり
取扱公所 京都府府税事務所
取扱金融機関 京都銀行 九条支店

カ - ホ ン

表記の金額を領収しました。

領収日付印
-------

収 納 書

第 号	年度	01 一般会計歳入
(款)14 諸収入	(項)07 雑入	(目)04 雑入
(収納計器取扱者)		
計器番号	枚数	額
( 京 )	枚	円
京		千
京		百
京		
京		
京		
計		
取扱手数料	1000	
差引現金納付額		
納付年月日	年	月 日

上記のとおり納付します。

領収日付印
裏面押印 のとおり
取扱公所 京都府府税事務所
取扱金融機関 京都銀行 九条支店

収納済通知書

第 号	年度	01 一般会計歳入
(款)14 雑収入	(項)07 雑入	(目)04 雑入
(収納計器取扱者)		
計器番号	枚数	金額
(節) 06 始動票札代金	枚	円
京		
京		
京		
京		
京		
計		
取扱手数料(1000)		
差引現金納付額		
納付年月日	年	月 日

上記の金額を収納しました。

京都府府税事務所  
 自動車税管理事務所出納員様

取扱公所 京都府府税事務所  
 取扱金融機関 京都銀行 九条支店

領収日付印

カ - ポ ン

領収日付印

始動票札交付請求書兼受領書  
 収納計器取扱手数料領収書

(収納計器取扱者)		
計器番号	枚数	金額
京	枚	円
京		
京		
京		
京		
計		
取扱手数料(1000)		
差引現金納付額		
納付年月日	年	月 日

上記のとおり始動票札代金(取扱手数料控除後)を  
 納付しましたので、始動票札を交付してください。

年 月 日

京都府府税事務所長 様

始動票札を受領し、取扱手数料を領収  
 しました。  
 処 出納員 主任 (収納計器取扱者)  
 理

領収日付印

カ - ポ ン

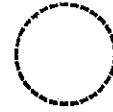
表記の金額を領収しました。

領収日付印



第9号様式

過誤表示報告書兼還付請求書



金額		百万		千		円
----	--	----	--	---	--	---

還付発生事由 還付発生年月 請求額算出の基礎 ① 過誤表示額の合計 ② 取扱手数料率 ③ 控除する額 (①×②) ④ 差額請求額 (①-③) 過誤表示内訳      別紙のとおり (	収納計器過誤表示 年 月 円 1,000分 円 上記の金額 件)
--	--

収納計器により、上記のとおり過誤表示しましたので、京都府府税規則第57条の13第3項の規程によって還付を請求します。

年 月 日

京都府府税事務所長 様  
(請求者)

支払い方法の指定	支払方法	隔地払	口座振替
	口座振替の場合	金融機関名	
		口座種類・番号	
		口座名義人	

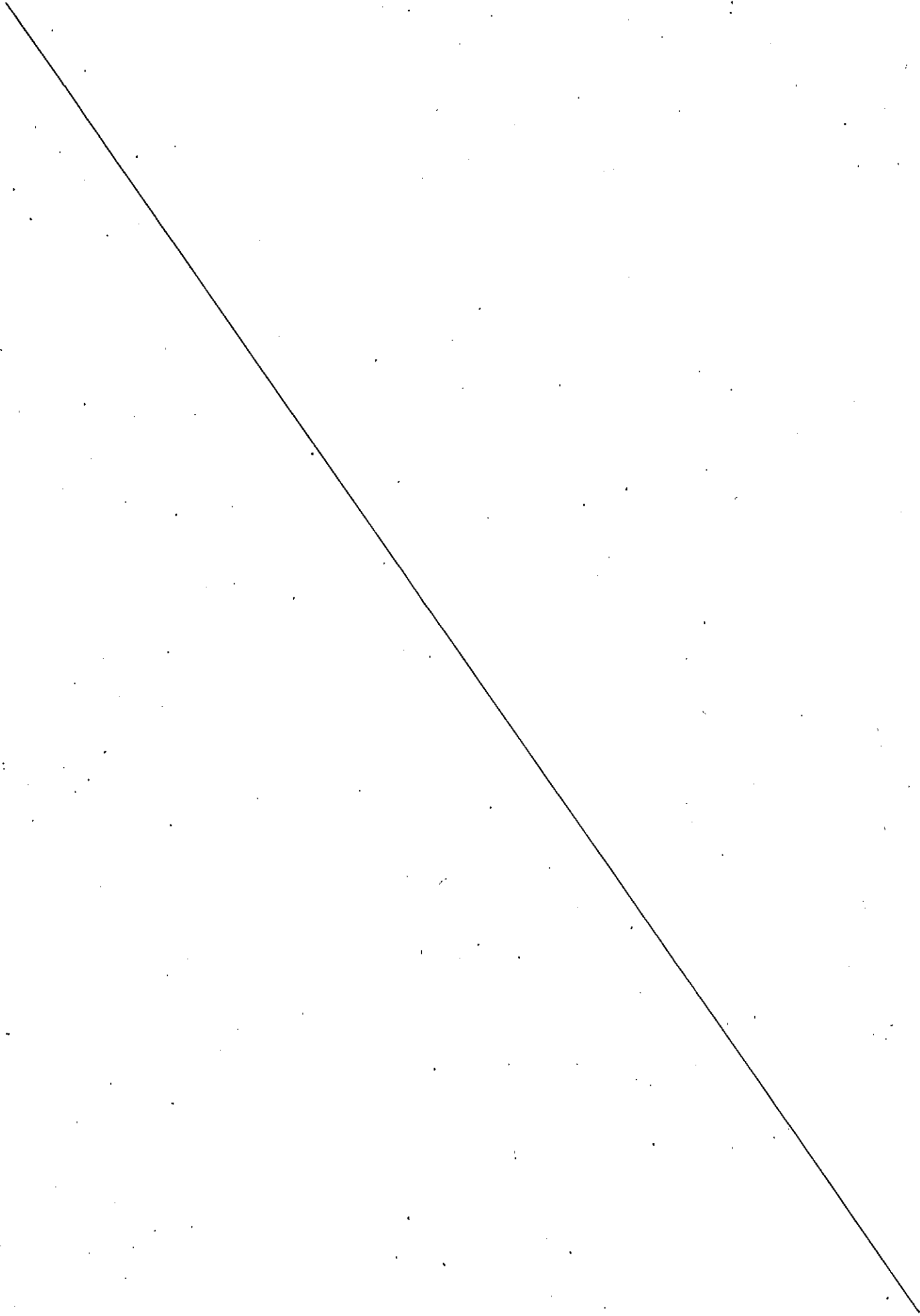
(別紙)

No.

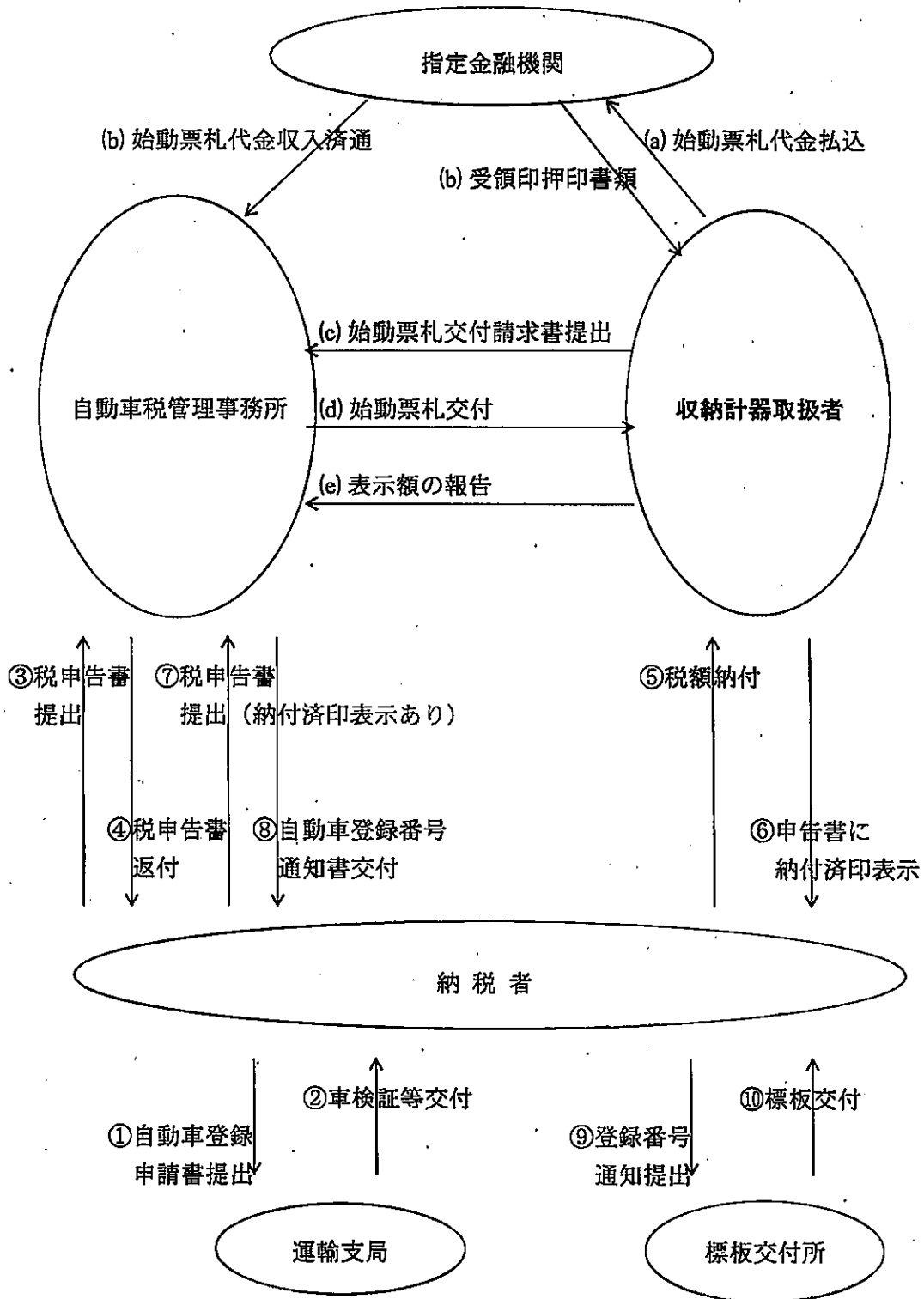
過誤表示印影 ( 年 月)

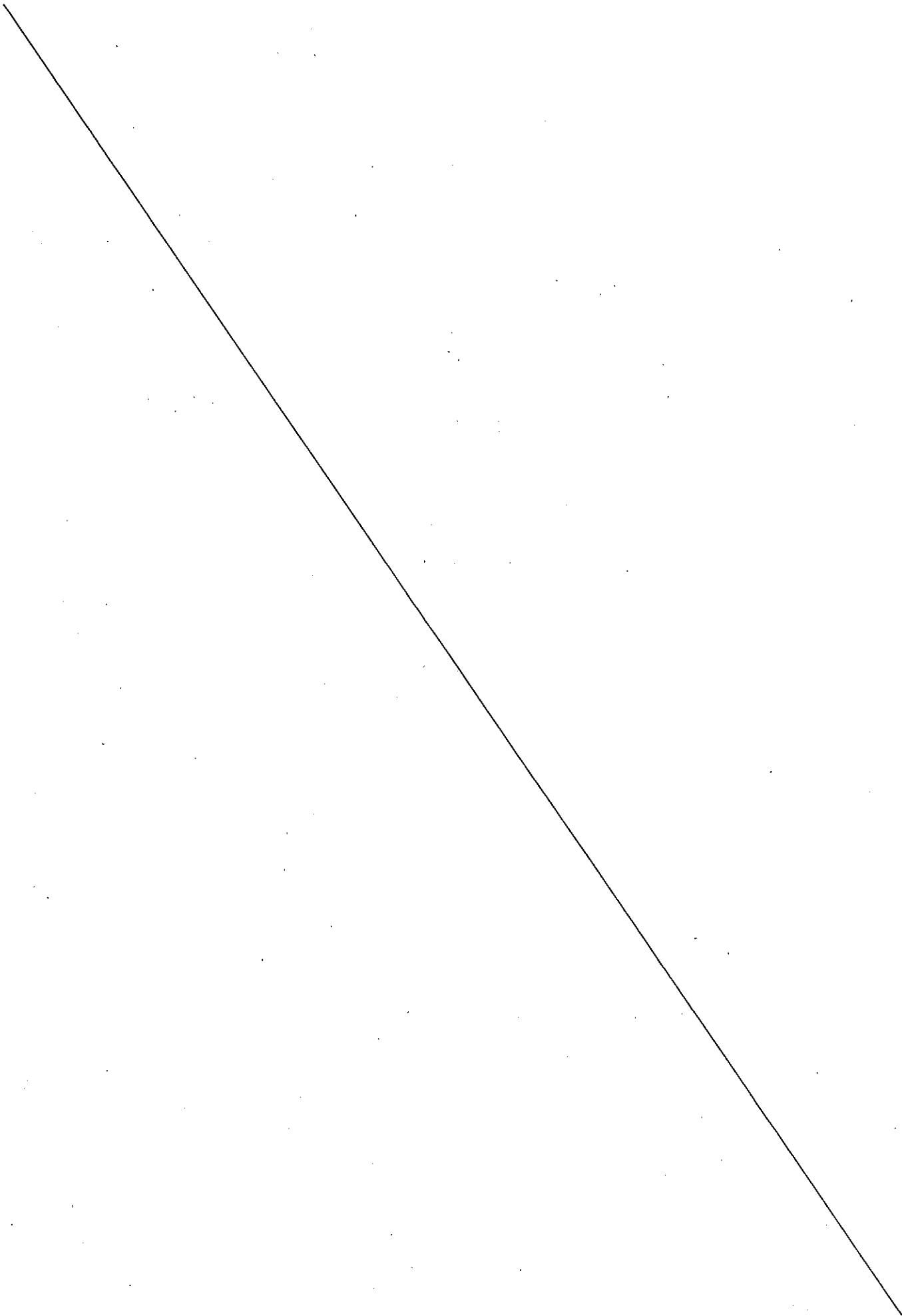
登録 (車両) 番号	登録 (車両) 番号
登録 (車両) 番号	登録 (車両) 番号
登録 (車両) 番号	登録 (車両) 番号
登録 (車両) 番号	登録 (車両) 番号
登録 (車両) 番号	登録 (車両) 番号



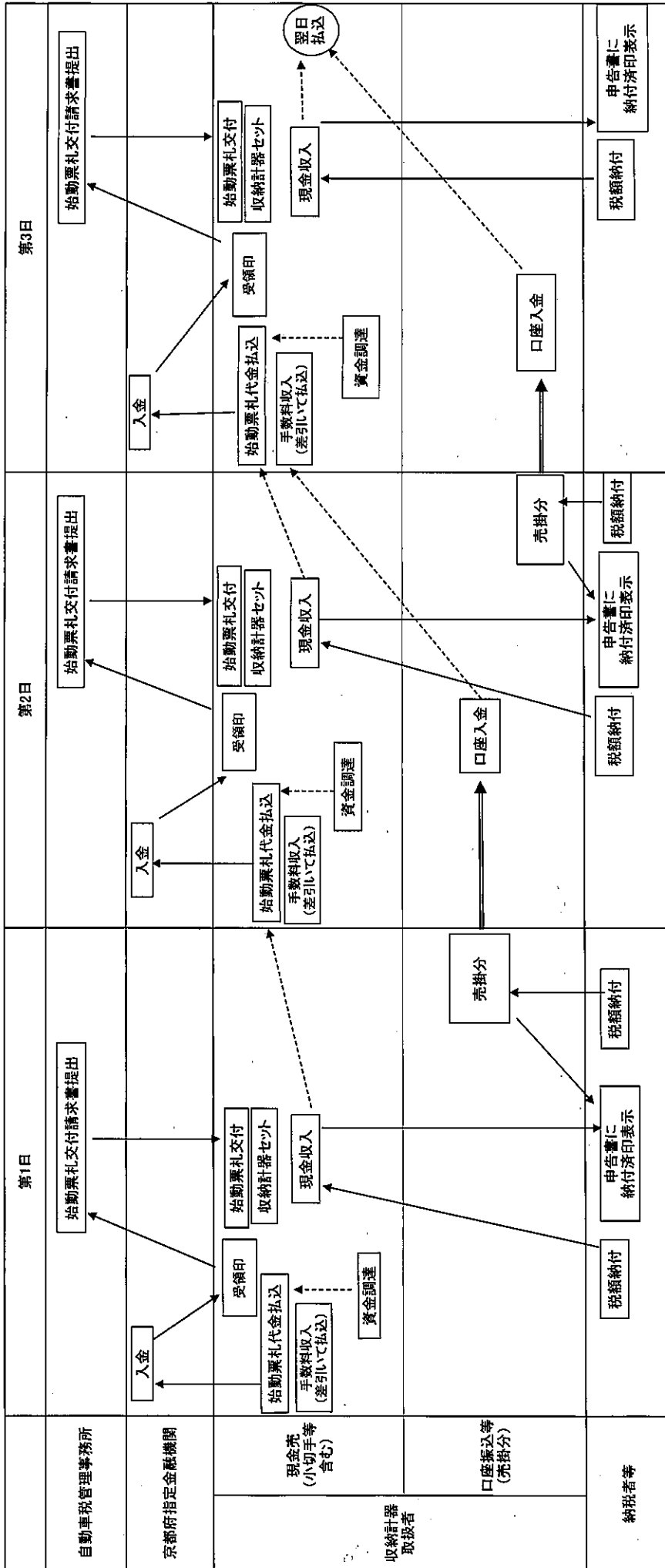


# 自動車登録及び税申告・納付事務フロー

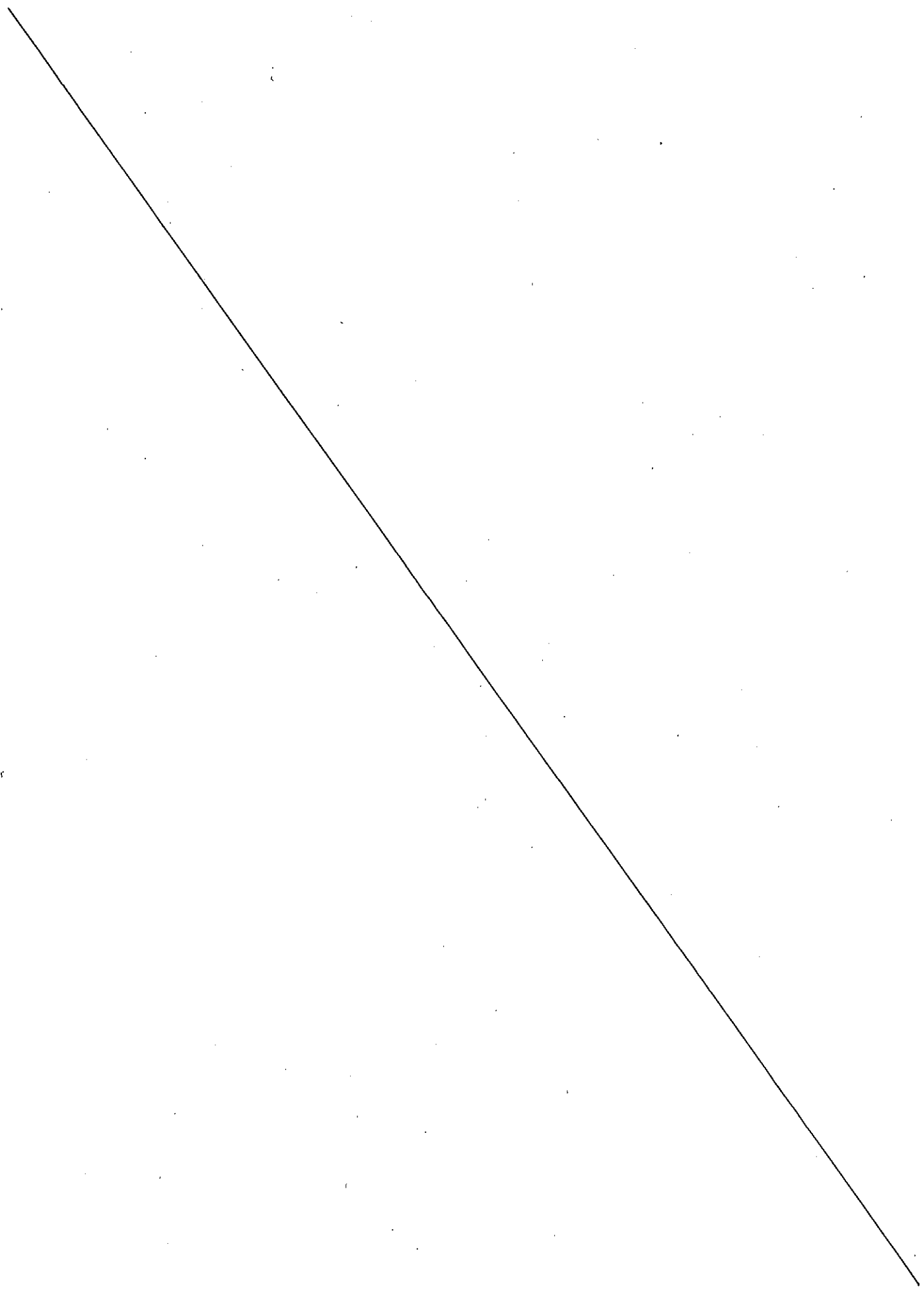




収納計器取扱者の事務の流れ



(注) 本資料は、事務の流れをわかりやすく示した資料であり、資金調達の実態を示したものでない。



## 令和7年度証紙代金収納計器取扱実績

		(株)京都自動車会館		陸運協会京都支部		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和7年度	4月	3,718	241,762,200	896	39,948,900	4,614	281,711,100
	5月	3,697	249,584,700	739	33,219,300	4,436	282,804,000
	6月	4,099	266,307,600	838	39,558,800	4,937	305,866,400
	7月	4,299	258,587,500	751	26,707,900	5,050	285,295,400
	8月	3,491	187,315,700	611	22,492,400	4,102	209,808,100
	9月	4,484	278,325,300	739	29,667,700	5,223	307,993,000
	10月	4,077	209,682,600	782	27,123,100	4,859	236,805,700
	11月	3,607	180,660,100	645	23,382,600	4,252	204,042,700
	12月	4,067	212,145,700	648	19,524,200	4,715	231,669,900
	1月	3,551	165,813,800	504	14,162,500	4,055	179,976,300
	2月	3,974	165,676,300	687	18,350,000	4,661	184,026,300
	3月	3,105	204,800,900	461	22,390,500	3,566	227,191,400
	年度計	46,169	2,620,662,400	8,301	316,527,900	54,470	2,937,190,300



## 企画提案書作成要領

## 1 企画提案書の作成方法

- (1) 提案は1者1提案とし、「企画提案書」(様式6)により作成すること。
- (2) 企画提案書には提案する法人の名称及び作成年月日を明記すること。

## 2 企画提案書の記載内容

## (1) 提案の内容

「提案する手数料率(③)」欄に1000分の1単位で手数料率を提案すること。

## (2) 提案する手数料率の算出方法

ア 手数料率の元になる「企画提案率」(②)を、1000分の1の数値で小数点以下1桁までで記入する。

イ 「企画提案率」(②)に1.10(消費税率)を乗じて「提案する手数料率」(③)を算出する。

ただし、「提案する手数料率」(③)は「規定手数料率」(①)を超えることはできない。

## (3) 推定年間手数料額

推定年間取扱額に「提案する手数料率」(③)を乗じて推定年間手数料額を算出する。

(様式6)

## 企画提案書

～手数料率の提案～

令和 8年 7月 14日

提案者： 合同会社 京都府収納計器

### 1 提案の内容

規定手数料率 (①)	企画提案率 (②)	提案する手数料率 (③) (③=②×1.10)
1000分の 28.05	1000分の 25.5	1000分の 28.05

(注 記)

- 1) 手数料率の元になる「企画提案率」(②)を、1000分の1の数値で小数点以下1桁までで記入する。
- 2) 「企画提案率」(②)に1.10(消費税率)を乗じて「提案する手数料率」(③)を算出する。  
「提案する手数料率」(③)は「規定手数料率」(①)を超えることはできない。

### 2 推定年間手数料の算出

☆ 推定年間取扱額 6 億円 (令和7年度の実績から見込んだ額)

$$\underline{6 \text{億} \times \text{③} = 16,830,000 \text{円}}$$

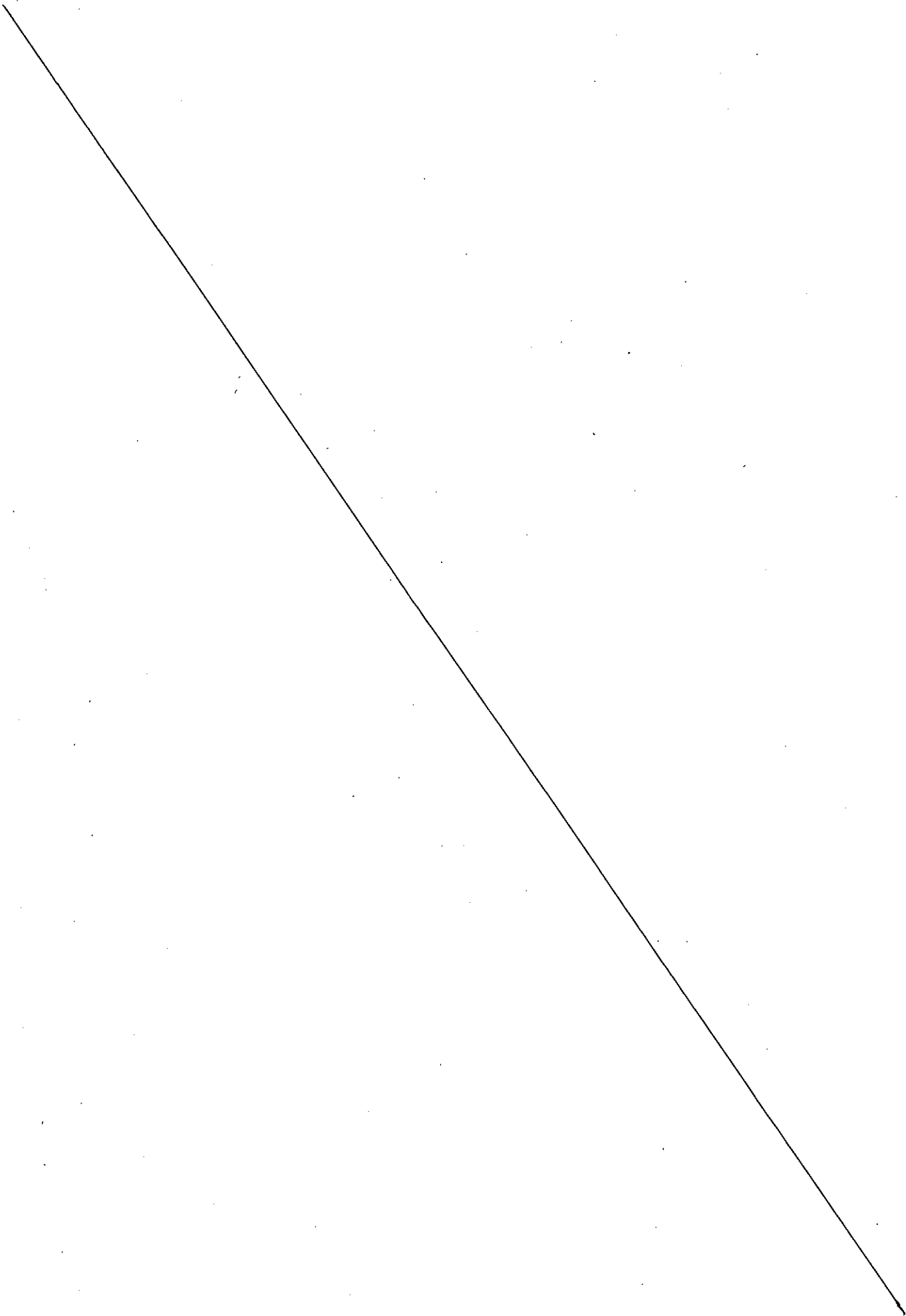
(算出結果)

$$\underline{\text{推定年間手数料} \quad 16,830,000 \text{円}}$$

京都府証紙代金収納計器取扱者選定に係る評価基準

評価基準	評価項目	選考資料	選考内容	評価
1 安定した 管理能力	① 人的能力(人員配置・組織体制 妥当性、緊急時の対応力)	【提出書類3】 業務運営体制表	○ 正職員を現場責任者として常時配置できる体制を確保できるか ○ 業務を確実にこなせる人員が配置されているか ○ 緊急時の安全体制が確立されているか	収納計器取扱者としてふさわしい 者かの判断 (必要な事務を遂行するにたる 人的な基礎、社会的信用を有す るか)
	② 業務遂行力(業務実績、団体の 信用性)	【提出書類4】 法人概要書	○ 類似業務実績を有する等、業務のノウハウを有しているか	
	③ 関係法令の遵守能力(コンプライ アンス、個人情報保護)	【提出書類9】 企業行動規範、個人 情報取扱い方針など	○ 適切な企業行動規範、個人情報取扱い方針等が定められているか	
2 安定した 財務状況	① 財務健全性		○ 直近3期分の決算書で債務超過の状態がないか	収納計器取扱者としてふさわしい 者かの判断 (必要な資力を有するかの判断)
	② 債務支払能力(※始動票札の 購入を含む)	【提出書類4】 法人概要書及び欄外 に注記した書類	○ キャッシュフロー計算書の現金及び現金同等物 (小切手及び預金)が2000万円程度あり始動票札 の購入に支障ないか。 ※ 2000万円 … 年度始め及び令和8年 10月1日に必要となる始動票札の推定購入 資金	
3 手数料率 の提案	提案された手数料率が本府により 有利なものか	【提出書類18】 企画提案書	○ 企画提案書に記載された推定年間手数料の額の多寡	指定候補者内での順位付け

(注 記)  
 【提出書類10】決算書(直近3期分)又はこれに準じる書類  
 【提出書類11】法人税確定申告書及び別表4並びに法人事業概況説明書(直近3期分の写し)  
 【提出書類12】直近に作成した事業計画書及び収支予算書又はこれに準じる書類  
 【提出書類13】キャッシュフロー計算書(直近3期分)



## 証紙代金収納計器に関する関係法令

### 地方税法（抜粋）

（自動車税の徴収の方法）

第百五十八条 自動車税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

- 2 自動車税を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。
- 3 道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（次項、次条及び第百六十条第一項において「新規登録」という。）の申請があつた自動車について前条第一項の規定により課する自動車税の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。
- 4 道府県は、前項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、当該道府県が発行する証紙を第百六十条第一項の規定により提出すべき申告書又は報告書に貼らせることによりその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。
- 5 道府県は、前項の規定により納税者が証紙を貼つた場合には、当該証紙を貼つた紙面と当該証紙の彩紋とにかけて当該道府県の印で判明にこれを消さなければならない。
- 6 第四項の証紙の取扱いに関しては、当該道府県の条例で定めなければならない。
- 7 第四項の申告書又は報告書の提出がなかつたことにより、第三項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

京都府府税条例（昭和 25 年 8 月 31 日 条例第 42 号）（抜粋）

（自動車税の徴収の方法等）

第 66 条の 2 自動車税の徴収は、普通徴収の方法による。

- 2 道路運送車両法第 7 条第 1 項に規定する新規登録(次項、第 66 条の 4 及び第 67 条第 1 項において「新規登録」という。)の申請があつた自動車について法第 157 条第 1 項の規定により課する自動車税の徴収については、第 65 条の賦課期日後翌年 2 月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。
- 3 知事は、前項の規定により自動車税を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、第 67 条第 1 項の規定により提出すべき申告書に知事が指定する証紙代金収納計器(次条において「収納計器」という。)で自動車税額に相当する金額を表示させること又は自動車税額に相当する現金の納付を受けた後規則で定める納税済印を押すことをもつてしなければならない。
- 4 前項の申告書の提出がなかつたことにより、第 2 項の規定により自動車税を証紙徴収の方法により徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

第 66 条の 3 収納計器による自動車税額に相当する金額の表示は、知事の指定する者が行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により収納計器の取扱者を指定したときは、これを告示しなければならない。指定を取り消したときも、同様とする。
- 3 収納計器により表示する印影の形式は、規則で定める。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

## 京都府府税規則（昭和 30 年 10 月 1 日 規則第 31 号）（抜粋）

### （収納計器取扱者の指定等）

第 57 条の 11 条例第 66 条の 3 第 1 項の規定により証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)の取扱者の指定を受けようとする者は、収納計器取扱者指定願書を知事に提出しなければならない。

2 収納計器の取扱いの指定を受けた者(以下「収納計器取扱者」という。)は、その氏名若しくは名称、取扱場所等を変更したとき又は取扱いをやめようとするときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、次に掲げる場合においては、収納計器取扱者の指定を取り消すことがある。

- (1) 収納計器により表示した額と異なる額に相当する金額を受領したとき。
- (2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- (3) その他収納計器取扱者として不適当と認めたとき。

### （始動票札の出納保管等）

第 57 条の 12 収納計器の始動に必要な票札(以下この条及び第 57 条の 14 において「始動票札」という。)の出納及び保管は、京都府府税事務所の出納員で知事が指定するもの(以下この条及び第 57 条の 14 において「始動票札取扱出納員」という。)が行う。

2 収納計器取扱者は、始動票札の交付を受けようとするときは、始動票札に表示された額に相当する金銭を府に払い込まなければならない。

3 始動票札は、これを返還して現金の還付を受けることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 収納計器を変更したとき。
- (2) 収納計器による徴収の方法を廃止したとき。
- (3) 収納計器取扱者の指定を取り消したとき。
- (4) その他知事がやむを得ないと認めるとき。

4 収納計器取扱者は、使用済みの始動票札を、使用の済んだ日の翌日までに始動票札取扱出納員に返還しなければならない。

### （収納計器により表示する印影等）

第 57 条の 13 条例第 66 条の 3 第 3 項の規則で定める収納計器により表示する印影の形式は、別記第 65 号の 3 様式とする。

2 収納計器により印影を申告書に表示されたときは、当該印影に表示された額に相当する金銭の還付を受け、又は他の申告書に表示された印影を使用することができない。

3 収納計器取扱者は、印影を過誤表示したときは、当該印影を別記第 65 号の 4 様式により判明に消さなければならない。この場合において、過誤表示した額に相当する金銭の還付を請求することができる。

(収納計器取扱手数料)

第 57 条の 14 収納計器取扱者に対する収納計器取扱手数料は、始動票札に表示された金額に 100 分の 4 を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が別に定める。

2 前項の手数料は、始動票札取扱出納員が始動票札を交付する際に支払うものとする。

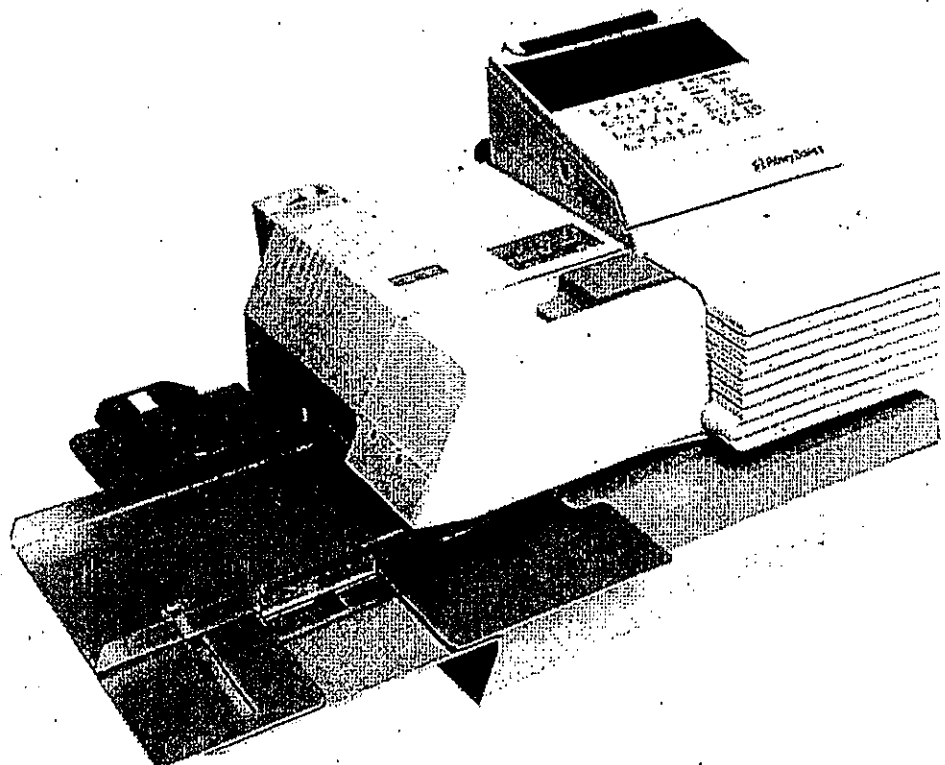
3 第 1 項の手数料は、第 57 条の 12 第 2 項の規定により収納計器取扱者が始動票札の交付を受けようとする際に払い込まなければならない金額から手数料相当額について繰替払をすることにより支払うことができる。

4 収納計器取扱者は、第 57 条の 12 第 3 項ただし書の規定により始動票札を返還して現金の還付を受けようとするとき又は前条第 3 項の規定により過誤表示した額に相当する金銭の還付を受けようとするときは、当該還付を受けようとする金額に対応する手数料を返納しなければならない。

 Pitney Bowes

mailing systems  
production mail  
card systems  
supplies

# ピツニーボウズ 証紙代金収納計器 E500 CT 型



ピツニーボウズジャパン 株式会社

# Pitney Bowes E500 CT

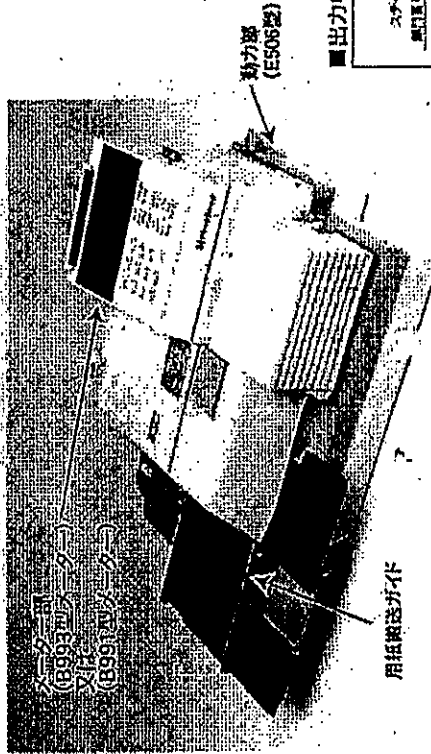
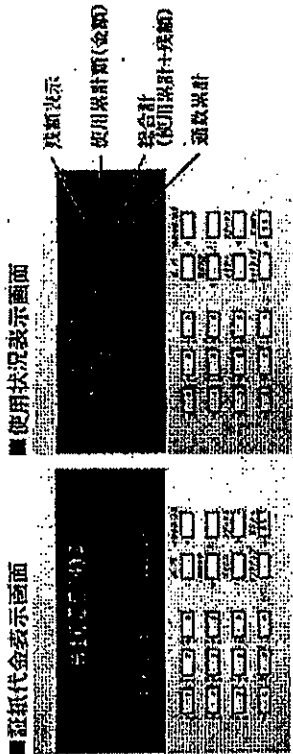
証紙代金収納業務を極めるために  
ピツニーボウズの  
最高技術とノウハウを  
結集しました

メーリングマシン最大の最大手(全米で90%、世界で70%、国内60%)ピツニーボウズ社の実績と経験をこの最新鋭証紙代金収納計器「E500CT型」に凝縮しています。  
従来の機械式単能機の弱点を補うと同時に、自動車税業務の現状を大幅に改善すべく、特に現場のニーズを随所に取り込み、反映しました。

## E500CT型の5大特長

1. CHRS機能(コンビニユータ、メーカーリセッティングシステム)従来の始動票札(カード)に代わり、個々の暗証コード(始動コード)を用い(入力)収納計器を始動する最も安全で確実な運用システムです。現物(始動票札)管理からデータ(コンピュータ)管理にする事により始動票札の受渡し交付、保管・管理の手間を簡素化します。また、始動票札差換時のタイムロスを解消します。
2. 大型プラスチックディスプレイを搭載  
証紙代金等収納状況の把握管理がディスプレイで容易にできます。累計金額、累計件数、残金額、総合計額が同じ画面に表示されます。プラスチック方式は光電管方式同様の明るく鮮明な表示で収納残額等照明や角度に関係なく容易に確認できます。また、数値の表示が大きく見やすいので確認ミスによる誤表示を防止します。
3. 光学式リリーフ・センサーの採用(オートオンオフ)  
起動センサー(用紙搬送)、押印センサー(収納印表示)から構成されて申告用紙は両センサーが感知して収納印がスタンプされます。用紙の入れ方によっては「カラ打ち」が発生する事が考えられましたが、E500CT型証紙代金収納計器は「カラ打ち」の発生を解消しました。
4. 用紙搬送ガイド調整機構  
収納残額の誤表示や過少表示等が生じた場合、搬送ガイド調整ソリッドで収納印表示位置が変えられ、容易に再表示する事ができます。また、将来申告書の様式の変更があった場合にも対応する事ができます。

ディスプレイが大きくなり  
見やすく多機能になりました



モデル E500CT型

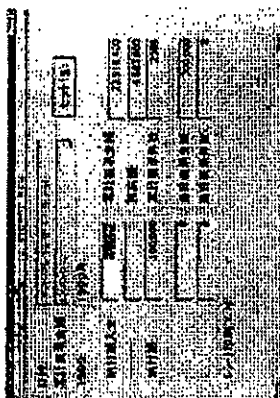
申告書と用紙搬送ガイドにあてはめます。センサーが働き用紙が自動的に搬送され、押印印が表示された時に起動されます。

5. 証紙代金集計用パソコン(証紙代金収納ソフト)と連携  
証紙代金収納計器E500CT型にノート型パソコン、専用テンキーパッドを接続。  
専用テンキーパッドから証紙代金の入力や電卓操作の要領でできます。パソコン画面切替等も専用テンキーから行えますので、通常業務でのパソコン操作は不要です。  
車種別、自動車税、自動車取得税、顧客(ディーラー)別、処理件数、当日、当月、年度毎の各データが随時パソコン画面で把握管理する事ができます。また、プリンターを接続する事により必要な各データを紙媒体化する事ができ、煩雑な自動車税収納業務を大幅に簡素化する事ができます。

さらに進化したピツニーボウズの  
集計管理システム

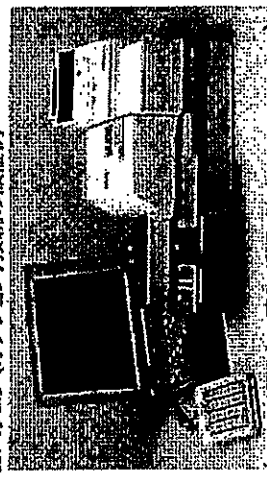
専用テンキーパッド  
収納印の表示で  
入力の操作が簡単です

証紙代金収納業務専用パソコン画面(作業時)



項目	金額	件数	平均
合計	1,234,567	123	10,037
平均	10,037	123	1,234,567

パソコン(オプション)接続の取扱い

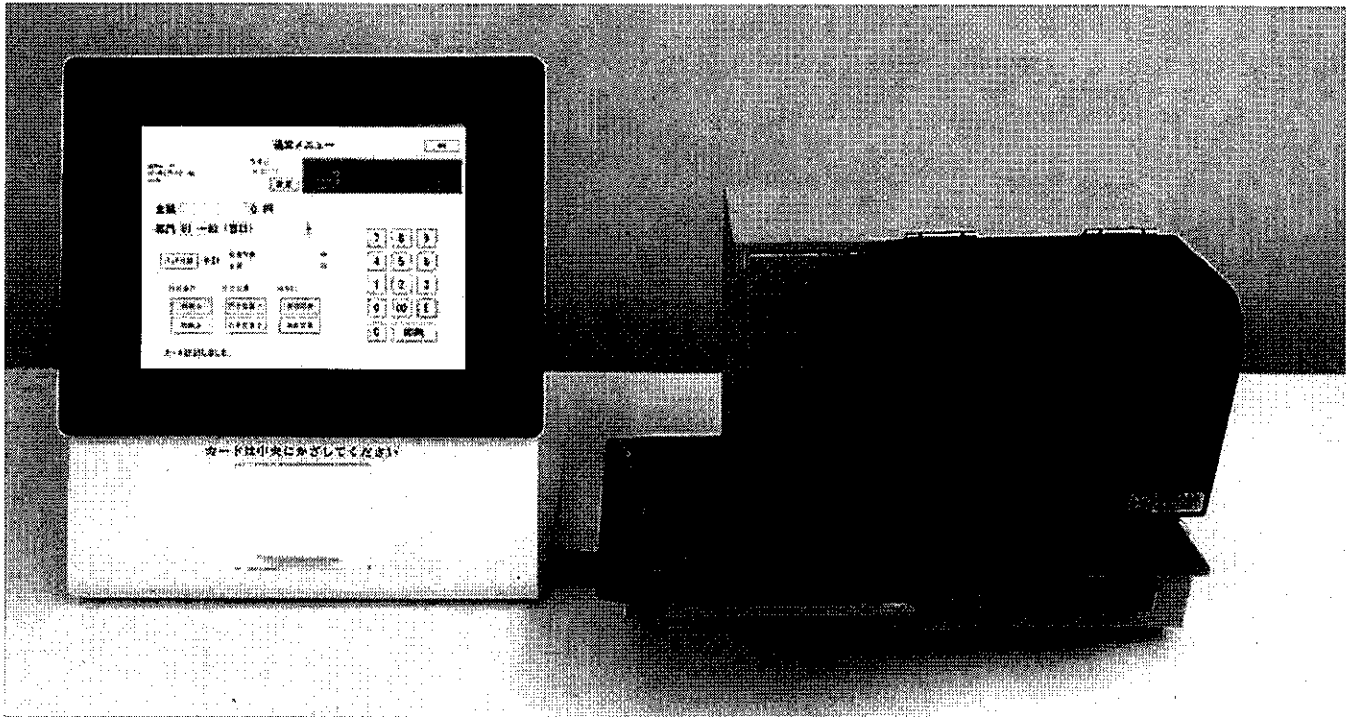


参考)  
設置スペース  
奥行: 450mm  
奥行: 1140mm  
高さ: 280mm  
重量: 110kg  
電源: 100V/50/60Hz  
ケーブル長さ  
5m

■出力帳票例(他に処理記録リスト、日報、月報、領収書等)

ステーションID: 0	日時: 1998/05/18	集計一各部門	項目(V)
001	09:05:53	区分	7
		01車種別	641,520
		02車種別	641,520
		03車種別	1,322,000
		04車種別	712,750
		05車種別	712,750
		06車種別	1,425,500
		07車種別	572,500
		08車種別	572,500
		09車種別	1,145,000
		10車種別	280,000
		11車種別	280,000
		12車種別	560,000
		13車種別	281,250
		14車種別	281,250
		15車種別	562,500
		16車種別	381,750
		17車種別	381,750
		18車種別	763,500
		19車種別	381,750
		20車種別	381,750
		21車種別	763,500
		22車種別	381,750
		23車種別	381,750
		24車種別	763,500
		25車種別	381,750
		26車種別	381,750
		27車種別	763,500
		28車種別	381,750
		29車種別	381,750
		30車種別	763,500
		31車種別	381,750
		32車種別	381,750
		33車種別	763,500
		34車種別	381,750
		35車種別	381,750
		36車種別	763,500
		37車種別	381,750
		38車種別	381,750
		39車種別	763,500
		40車種別	381,750
		41車種別	381,750
		42車種別	763,500
		43車種別	381,750
		44車種別	381,750
		45車種別	763,500
		46車種別	381,750
		47車種別	381,750
		48車種別	763,500
		49車種別	381,750
		50車種別	381,750
		51車種別	763,500

Pitney Bowes E500 CT



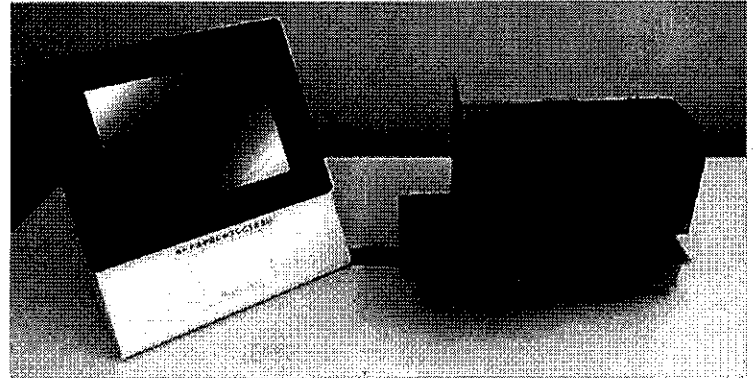
# SH-2021 証紙代金収納計器システム

# SH-2021

## 証紙代金収納計器システム

クアディエントのSH-2021は、自治体などで発行される証紙を処理する際、特定の方がアクセスできるように専用カードを採用することでセキュリティを強化した証紙代金収納システムです。

また、カラー液晶タッチパネルに表示される画面に従い項目を選択するため操作は簡単で、印字も鮮明です。さらに、最新技術を駆使した計器システムで構築されていることにより、始動票札の正確な管理が可能です。



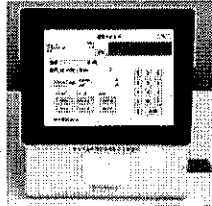
### 簡単な操作

#### 操作端末

- ・タッチパネルの採用で直観的な操作が可能
- ・発行履歴の表示、集計の操作が簡単

#### 出力装置

- ・確実に処理ができる手差し印刷



### カードによるセキュリティの強化 管理システム

- ・料金を書き込む時の専用認証カード
- ・始動票札

- ・始動票札要専用カード

#### 操作端末

- ・システムのログイン時の専用カード



### 鮮明な印字

#### 操作端末

- ・ほこりがでないFANレス構造

#### 出力装置

- ・鮮明な印字で静音設計のサーマルプリント



### その他主な特徴

- ・設置性、操作性が格段に向上したデザイン
- ・小計発行機能を装備
- ・始動票札に残金がある場合でもカード交換が可能
- ・表示詳細

残額セット	最大 10桁
累計積算カウンタ	最大 12桁
累計通数カウンタ	最大 9桁
税額表示	最大 7桁

### 操作端末基本仕様

- タッチスクリーン 抵抗皮膜方式
- 画面サイズ 12インチ
- 最大解像度 1024 X 768
- CPU Atom N270 1.6GHz
- Chipセット Intel 945GME
- 外形寸法 370mm(幅) X 280mm(奥行) X 430mm(高さ)
- 重量 12kg以下

### 出力装置基本仕様

- 印字方式 ラインサーマル熱転写方式
- 搬送方式 ローラーフィード方式
- 用紙供給 手差し供給
- 印字速度 14枚/分相当
- 最大用紙サイズ A4縦サイズ相当 (210mm X 297mm)
- リボンセット リボンカセット式
- リボン節約機能 サーマルヘッドアップダウン方式
- インターフェイス USB2.0 デバイスモード
- 機器寸法 420mm(幅) X 335mm(奥行) X 273mm(高さ) (スタッカは除く)
- 重量 20kg以下

本製品は発売を予定しているものであり現時点での仕様です。従いまして発売するに時点で仕様を含め構成、製品特長変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

201

quadi<sup>ent</sup>  
Because connections matter.

クアディエントジャパン株式会社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1 ミツワ小川町ビル6F  
Tel: 03-3518-9036 Fax: 03-3518-9734